大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案要綱

第一　目的

この法律は、大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止することによって、大企業者と中小企業者との取引を公正なものとするとともに、中小企業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二　定義

一　この法律において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者（二の２に掲げる者を除く。）をいうこと。

１　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、運輸業その他の業種（２から４までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

２　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

３　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

４　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二　この法律において「大企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

１　一の１から４までのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むもの

２　一の１から４までのいずれかに該当する会社であって、１に掲げる者がその会社に対し、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その事業活動

を実質的に支配することが可能なものとして政令で定める関係を持っているもの

（第二条関係）

第三　大企業者の責務

一　大企業者は、中小企業者との取引に際しては、自己の取引上の地位を不当に利用して当該中小企業者の利益を害することのないようにしなければならないこと。

二　大企業者は、継続して取引する中小企業者又は資金を融通する中小企業者に対してその取引上の地位が優越していることを利用した不当な行為が行われやすいことにかんがみ、これらの中小企業者と取引するに当たっては、取引の公正の確保に特に留意しなければならないこと。

（第三条関係）

第四　大企業者の遵守事項

一　大企業者は、その営む事業に関して、次に掲げる行為をしてはならないこと。

１　自己と継続して取引する中小企業者（新たに継続して取引しようとする中小企業者を含む。２及び３並びに二の１において「継続的関係中小企業者」という。）からの当該取引に係る商品又は役務の

供給について、当該商品又は役務と同種又は類似の商品又は役務に対し通常支払われる対価に比し著しく低い対価の額を不当に定めること。

２　正当な理由がないのに、継続的関係中小企業者から当該取引に係る商品を受領した後、当該継続的関係中小企業者に当該商品を引き取らせること。

３　正当な理由がないのに、継続的関係中小企業者に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること。

４　１から３までに掲げる行為のほか、自己の取引上の地位を不当に利用して中小企業者の利益を害する行為として公正取引委員会が指定する行為

二　大企業者は、その営む事業に関して中小企業者と取引を行う場合には、次に掲げる行為をすることによって、当該中小企業者の利益を不当に害してはならないこと。

１　継続的関係中小企業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

２　１に掲げる行為のほか、自己の取引上の地位を利用して中小企業者の利益を害するおそれのある行為として公正取引委員会が指定する行為

三　大企業者は、一の１から４までに掲げる行為をした場合又は二の１若しくは２に該当する事実があると認められる場合に当該中小企業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

四　一の４又は二の２による指定の手続等を定めること。

（第四条及び第五条関係）

第五　中小企業庁長官の請求

中小企業庁長官は、大企業者が第四の一の１から４までに掲げる行為をしたかどうか、大企業者について第四の二の１若しくは２に該当する事実があるかどうか又は大企業者が第四の三に違反する行為をしているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができること。

（第六条関係）

第六　勧告

一　公正取引委員会は、大企業者が第四の一の１から４までに掲げる行為をしたと認めるときは、その大

企業者に対し、速やかにその供給された商品又は役務の対価の額を引き上げるべきこと、その取引に係る商品を再び引き取るべきこと、その購入させた商品を引き取るべきことその他の必要な措置をとるべきことを勧告するものとすること。

二　公正取引委員会は、大企業者について第四の二の１又は２に該当する事実があると認めるときは、その大企業者に対し、速やかにその中小企業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとすること。

三　公正取引委員会は、大企業者が第四の三に違反する行為をしていると認めるときは、その大企業者に対し、速やかにその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとすること。

（第七条関係）

第七　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十条の規定は、公正取引委員会が第六の一から三までによる勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従ったときに限り、大企業者のその勧告に係

る行為については、適用しないこと。

（第八条関係）

第八　報告及び検査

公正取引委員会、中小企業庁長官及び大企業者又は中小企業者の事業を所管する主務大臣による報告の徴収及び立入検査について必要な規定を設けるとともに、報告をしない者等に関し所要の罰則を整備すること。

（第九条及び第十二条関係）

第九　他の法律の適用

第四の一の１から４までに掲げる行為、第四の二の１若しくは２に該当する事実又は第四の三に違反する行為について下請代金支払遅延等防止法又は建設業法の適用があるときは、当該各法律の定めるところによること。

（第十条関係）

第十　体制の強化

国は、第四の一の１から４までに掲げる行為、第四の二の１若しくは２に該当する事実又は第四の三に違反する行為による中小企業者の利益の侵害の防止及びその救済を図るための体制の強化に努めるものとすること。

（第十一条関係）

第十一　施行期日等

一　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。

二　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとすること。

（附則関係）